

厚生労働省発医薬 0625 第 29 号
令和 8 年 6 月 25 日

薬事審議会会長

奥 田 晴 宏 殿

厚生労働大臣 上 野 賢 一 郎
(公 印 省 略)

諮問書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 7 第 3 項の規定に基づき、第一類医薬品又は第二類医薬品として下記の医薬品を指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

次の物質、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

- ・セイヨウハッカ油（過敏性腸症候群治療薬に限る。）